水沢小学校いじめ防止基本方針

四日市市立水沢小学校

はじめに

本校では、四日市市いじめ防止基本方針（最終改訂令和7年８月）に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取組んできていることや今後大切にしていく取組みについてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を、以下の3つの柱を基に改訂しました。

① いじめの未然防止（予防）
② いじめの早期発見
③ いじめへの適切な対処（早期対応）

併せて、「水沢小学校いじめ防止対策年間計画」も示しました。

いじめの定義（いじめ対策推進法第２条）
いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
※　個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

第１章　学校におけるいじめ防止等に関する取組について

１　いじめの防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っています。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・いじめを許さない環境をつくっています。

（１）　「授業づくり」においては、

①　学ぶ楽しさや充実感を味わえる「授業づくり」

「わかる授業」を行い、補充指導の充実を図る等、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進しています。

（２）　「集団づくり」においては、

①　規範意識が高く、正義感のある「集団づくり」

西陵中学校区学びの一体化の取組みの一環として、社会のルールを守り、学校のきまりや学習規律を守ることのできる規範意識の共通認識を図っています。

②　良好な人間関係がある「集団づくり」

学級や学校をすべての児童が安全・安心に生活できる場所にします。また、日々の授業や行事等において、すべての児童が共に高め合い、活躍できる場面を多くします。

また、人とかかわる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む異年齢交流を行います。いじめ防止に関わる児童の活動を重要な取組みとして位置づけ、委員会などで児童が主体的かつ自主的な行動ができるように支え、いじめを許さない学校づくりを推進します。

２　いじめ防止啓発

（１）　「『いじめ』に関する指導の手引」を有効活用しています。

①　手引を基にして、いじめについての共通理解を図っています。

②　「いじめ発生時の基本的な対応図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にしています。

（２）　いじめに関するリーフレット「いっしょに考えよういじめ問題（保護者編）かけがえのないこどもたちのために」（各種相談機関一覧掲載）を保護者に配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。

（３）　「いじめ防止強化月間」（４月・１１月）において、委員会活動を中心に児童自らがいじめ防止について考える機会を設けたり、ピンクシャツ運動により目に見える形でいじめ防止を啓発したりする活動を実施します。

（４）インターネットを通じて行われるいじめ対策として、メディア・リテラシーに　関する教育を行います。

①　小学校低・中・高学年用のデジタル教材を道徳・社会科の授業や総合的な学習の時間等で活用します。

②　教職員が「メディア・リテラシー」の研修会に積極的に参加します。

③　ＰＴＡ活動の一環として、こども未来部、携帯電話会社と連携し、児童、保護者に対して SNS の正しい使い方の啓発を行います。

④メディア・リテラシーに関わるリーフレットを配布します。

（５）　脱傍観者、SOS の出し方をテーマにしたいじめ予防授業を実施し、いじめ予防といじめ防止啓発を行います。

（６）　各種相談機関を周知します。

①　いじめ等の相談電話

・いじめや体罰などに関する相談電話（059-354-8169）（教育委員会）
・発達障害、不登校等に関する相談（059-354-8285）（教育委員会育ち支援課）
・青少年とその家庭の悩み相談電話（059-352-4188）（こども未来課青少年育成室）
・人権に関する相談電話（059-354-8609）（人権センター）
・文部科学省２４時間こども SOS ダイヤル（0570-0-78310）（全国共通ダイヤル）

②　いじめ相談メール

・いじめ相談メール窓口（y-ijimesoudan@city-yokkaichi.mie.jp）

③ SNS 相談アプリ

・SNS 相談アプリ STANDBY（児童の学習用タブレット端末内）

④ いじめ相談室の設置

・いじめ相談室（教育委員会・こども未来部）

⑤ スクールカウンセラー

・児童の心のケアを行う心理士の資格を有する専門家

⑥ スクールソーシャルワーカー

・学校だけで解決が難しい対応時に配置

⑦ スクールロイヤー
・いじめ等の諸課題の効率的な解決のための専門家
・特に解決が困難な事案について管理職は相談し、問題解決に向けて支援を受ける。

３　いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持ち、早い段階から的確に関わることで、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しています。

（１）　日常的な取組み
①　児童との対話や観察、保護者との情報交換を通じて児童の変化や些細な兆候に気づくための指導をしています。スクールライフノート（心の天気）、日記、作文、生活記録ノートなども活用しています。
②　いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をしています。
③　管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行っています。
（２）　児童に、「いじめ調査」を毎学期実施し、いじめの状況を把握しています。
（３）　児童に、「学級満足度調査（Ｑ－Ｕ調査）」を年２回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握しています。
（４）　教育相談を実施しています。
①　「いじめ調査」「学級満足度調査（Ｑ－Ｕ調査）」を基にして、教職員が児童一人ひとりに対して面談による教育相談を毎学期実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握しています。
②　「『いじめ』に関する指導の手引」の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。

４　いじめ事案に対する対応

（１）　いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、原則として、その日のうちに「学校いじめ防止対策委員会」を中核として速やかに対応します。
（２）　いじめを受けた児童を守り通すとともに、いじめを行った児童に対しては、人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。
（３）　いじめを受けた児童から事情や心情を聞き取り、状態に合わせた継続的なケアを行います。
（４）　いじめを行った児童から事情や心情を聞き取り、再発防止に向けて適切に指導するとともに、状況に応じた継続的な指導及び支援を行います。
（５）　教職員全員の共通理解を図り、保護者の協力のもと、関係機関・専門機関と連携して取組みます。スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーなどの専門家と連携し「チーム学校」として組織的に対応します。
（６）　スクールカウンセラー（臨床心理士等）とともに、いじめを受けた児童の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて、いじめを行った児童のケアも行います。緊急ないじめを受けた児童の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委

員会に依頼します
（７）　学級、学年、学校全体にいじめを行わず、見逃すことが無いよう、いじめを許さない環境づくりを目的とした指導を行います。
（８）　教育委員会に第１報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
（９）　犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。

第３章　いじめ防止のための校内組織

１　校内組織
（１）「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。
① 構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、スクールカウンセラー等です。なお、必要に応じて、きらら委員（CS）に参加を依頼します。
② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組み」により、早期に解決を図ります。
④ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童及び保護者、教育委員会に報告します。
⑤ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。
（２）「生徒指導委員会」「登校サポート委員会」を行っています。
① 構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主任、各学年担当、教育相談担当、スクールカウンセラー、その他教職員等全職員です。
② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について毎週協議しています。

２　学校関係者及び各種団体との連携
学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。
（１）　ＰＴＡ及びきらら委員（CS）と協働し、いじめ防止の啓発、いじめを許さない地域づくりを推進しています。
（２）　事案により、保育園、幼稚園、他の小学校、中学校と連携し、情報共有を行っています。
（３）　主任児童委員、民生委員児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等と連携しています。
（４）　学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第４章　保護者とこどもの役割

１　保護者
保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめを許さないこどもを育てるかかわり合いをお願いします。
教育基本法（第１０条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

（１）　どのこどもも、いじめの受ける児童にもいじめを行う児童にもなりうることを意識し、いじめを許さない人間性を育み、また、日頃からいじめについての悩みがあったり、周りでいじめを発見したりした場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。

（２）　こどものいじめを防止するために、学校や地域の人々などこどもを見守っている大人との連携に努めるとともに、協働していじめを許さない環境づくりに取り組んでください。

（３）　いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。

（４）　こどもがスマートフォン等デジタル端末を使用する際は、保護者が責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等の対処を行います。

２　こども

（１）　一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめを許さない環境づくりに努めてください。

（２）　自分だけでなく、周囲の人を尊重し、様々な場面で、具体的な態度や行動に現すことができるようにしてください。

（３）周囲にいじめがあるかもしれないと思われるときは、当該の児童に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談するなどいじめを許さない立場に立ち、行動してください。

第５章　関係機関との連携

（１）市関係課との連携した取り組みの実施

①人権センター
②市民生活課多文化共生推進室
③男女共同参画課
④こども家庭センター
⑤こども未来課青少年育成室

（２）学校警察連絡制度（平成１６年４月協定締結）

①学校関係者と警察関係者による連絡会議を開催
②四日市西警察署・水沢駐在所及び、北勢少年サポートセンターとの定期的な情報交換の実施。

（３）いじめに関わる他機関との定期的な情報交換の実施

①北勢児童相談所
②津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会
③四日市市ＰＴＡ連絡協議会

第６章　重大事態発生時の対処

１　重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第２８条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告し、保護者と連

携を図りながら、適切な調査を実施します。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

（１）　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（以下の場合等を想定しています。）

①　児童生徒が自殺を企図した場合

②　身体に重大な障害を負った場合

③　金品等に重大な被害を被った場合

④　精神性の疾患を発症した場合

（２）いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第２８条第１項第２号の「相当の期間」については、国の基本方針では登校校の定義を踏まえ、年間３０日を目安としている。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、日数が３０日に満たなくても、児童生徒の状況等、個々のケースに応じて、重大事態が発生したものとして迅速に調査に着手することが必要である。